

ほけんだより 11月号

その2
2020.11.13



インフルエンザの出席停止の取扱いが変わります！

現在のコロナ禍の状況から、インフルエンザによる出席停止後の再登校にあたって、治癒証明書の提出が不要となりました。その代替として、保護者の方に罹患報告書を作成していただくことになりました。

《注意点》

- ・インフルエンザにかかったという連絡を受けて、学校から「出席停止について」の文書と「インフルエンザ罹患報告書」をお渡しします。
- ・インフルエンザ罹患報告書には、発症日から毎日検温をして、発症日からの経過を記録してください。
- ・検温は、必ず午前と午後のどちらも行ってください。
- ・再登校の目安は、右の様式にある【インフルエンザの出席停止期間の基準】を参考にしてください。（「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」）
- ・発症した日を0日目とします。
- ・出席停止の期間は基準の期間が定められていますが、症状は個人差もありますので、十分休養し、元気になってから登校するように留意してください。
- ・十分回復し登校可能になった時点で、罹患報告書を持って登校させてください。

※インフルエンザ以外の感染症については、今までどおり治癒証明書の提出が必要となります。

※予防接種を受けたり、手洗いや規則正しい生活を心がけたりするなど、感染対策を引き続きよろしくお願いします。



【記入例】

インフルエンザ罹患報告書

〇〇 小学校 〇 年 〇 組 氏名 〇〇 〇〇〇

発 症 日：令和 2 年 1 1 月 5 日

診 断 日：令和 2 年 1 1 月 6 日

医療機関名： 〇〇〇クリニック

診 断 名：インフルエンザ **A型** ・ B 型 ・ 不明

（該当するものに○を付けてください。）

解 熱 日：令和 2 年 1 1 月 7 日

令和 2 年 1 1 月 1 1 日

保護者氏名（自署）： 〇〇 〇〇

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。

② 解熱（平熱[37.5℃未満]に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、2日（幼児にあっては3日）を経過していること。

③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」

【事例】

11/ 5(木) 帰宅後、発症

11/ 6(金) 受診して、インフルエンザ
A 型と診断

11/ 7(土) 解熱

11/ 9(月) 解熱後2日目

11/10(火) 発症後5日目

11/11(水) 登校可

*保護者が「罹患報告書」を作成し、登校時に学校へ提出する。

※出席停止期間は、11/6～11/10

【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月 日(曜日)	測定時間：体温（午前）	測定時間：体温（午後）
0日目	11月 5日(木)	7時 30分：36.7℃	19時 00分：38.8℃
1日目	11月 6日(金)	8時 30分：38.6℃	20時 30分：37.8℃
2日目	11月 7日(土)	8時 00分：37.6℃	20時 30分：36.7℃
3日目	11月 8日(日)	7時 00分：36.3℃	18時 00分：36.4℃
4日目	11月 9日(月)	7時 00分：36.2℃	19時 00分：36.3℃
5日目	11月 10日(火)	7時 00分：36.3℃	20時 30分：36.4℃
6日目	11月 11日(水)	6時 00分：36.3℃	時 分：℃
7日目	月 日()	時 分	時 分

登校可

※発症した日を0日目とします。

解熱後2日目
※基準②

発症後5日目
※基準①

出席停止